

CO2 温暖化論者の不法行為を問う 2 つの裁報告書(6)

① 東京大学による名誉棄損事件

第 3 回口頭弁論、10 年 6 月 1 日(火)10 時、東京地裁 411 号法廷

原告は、第 2 回口頭弁論(4 月 13 日)において、準備書面(1)を陳述した。これに対して、被告は、5 月 28 日、準備書面(2)を原告に送付し、第 3 回口頭弁論で陳述する。

被告準備書面(2)は極めて簡単なもので、わずか 4 頁である。

その前半では、原告準備書面(1)の各項目について、「〇〇の事実については認め、その余については否認ないし争う」という記述が並んでいるだけである。これでは何を言っているのか分からないので、「どのように否認し、また争うのか」について、その内容を明らかにし、またその証拠を提出するよう口頭弁論で釈明を求めることになる。

その後半では、原告の求釈明に対して、ごく一部について答えるにとどまり、「その余については答える必要がないと思料する」とあるだけである。要するに、ほとんどの項目には何も答えない。

事態解明のため答えの必要なのは原告である。被告は「黙秘」する戦術ときた。何か答えれば不利になる、ということであろう。そこで、質問の仕方を変えて、言わなければ不利になるというように次回に求釈明することになる。

いずれにしても、被告は黙秘を続けるであろうから、不法行為である名誉毀損または侮辱の内容を解明するためには、これを指示した小宮山前東大総長、これを実行した住東大教授、そして著者の中で唯一の東大関係者である山本政一郎、場合によっては書物『地球温暖化懐疑論批判』のオリジナル版の責任者である明日香東北大学教授の証人尋問を申請する。

② 気象学会による論文掲載拒否事件

3 月 18 日の地裁判決では、被告の「誤読」については一切判断せず、被告が「相応の科学的根拠をもって掲載することができないとした」と認定し、不法行為は成立しないとしたので、東京高裁に控訴することにした。

第 1 回口頭弁論、6 月 18 日(月)10 時、東京高裁 809 法廷

原告側は、すでに提出した控訴理由書を陳述する外、この理由書に加えて、判決を批判する追加的主張を準備書面として提出する。

すなわち、判決で「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」としている点について、徹底的に批判をする。これでは気象学会の主流と意見を異にする論文は、今後一切気象学会誌に載せなくてもよいことになる。これは科学進歩の否定であり、定款に違反する。